

も通知の趣旨を徹底して頂きたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策として、東京都及び都の外郭団体の施設担当者から、施設管理従業員全員がマスクを着用するよう要請があり、マスク高騰によるマスク不足を理由に不可能と返答した事例があります。

また、業界全体として、依然マスクの入手自体が厳しい状況であり、通常の咳エチケット対策の範囲であれば事業者負担でマスクを着用させておりますが、新型コロナウイルス感染症対策としての着用指示であれば、東京都(行政・外郭団体)の負担にて準備していただきたい。また、従業員用を除くアルコール消毒液の設置についても同様に発注者側の費用負担でお願いしたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、東京都施設(外郭団体が管理する場合を含む)の利用縮小や閉鎖が起き、それに伴う管理費の削減が言い渡された例があります。業務縮小や閉鎖を理由とした従業員の解雇や待遇変更は困難であり、また「雇用調整助成金」には上限があるため、事業者が補償負担をすることになります。労働基準法に基づき支払賃金(6割)では生活が困難であることから従業員が退職することから考えられ、施設の利用が再開された場合の人手不足の事態に陥ります。結局離職をくい止めるには、従業員の従来水準の資金を確保しなければならなくなり、施設管理従業員全員がマスクを着用するよう要請があり、マスク高騰によるマスク不足を理由に不可能と返答した事例があります。

また、業界全体として、依然マスクの入手自体が厳しい状況であり、通常の咳エチケット対策の範囲であれば事業者負担でマスクを着用させておりますが、新型コロナウイルス感染症対策としての着用指示であれば、東京都(行政・外郭団体)の負担にて準備していただきたい。また、従業員用を除くアルコール消毒液の設置についても同様に発注者側の費用負担でお願いしたい。

再開された場合の人手不足の事態に陥ります。結局離職をくい止めるには、従業員の従来水準の資金を確保しなければならなくなり、施設管理従業員全員がマスクを着用するよう要請があり、マスク高騰によるマスク不足を理由に不可能と返答した事例があります。

また、業界全体として、依然マスクの入手自体が厳しい状況であり、通常の咳エチケット対策の範囲であれば事業者負担でマスクを着用させておりますが、新型コロナウイルス感染症対策としての着用指示であれば、東京都(行政・外郭団体)の負担にて準備していただきたい。また、従業員用を除くアルコール消毒液の設置についても同様に発注者側の費用負担でお願いしたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症罹患の疑いのある患者が訪れる医療施設、感染症軽症者の宿泊療養施設等の感染リスクが高い環境に従事者を派遣する場合、これまでに高いレベルの衛生環境の確保を責務として事業を行わなければなりません。PCR検査の実施拡大も予定されているため、その範囲はますます広まるものと想定されます。

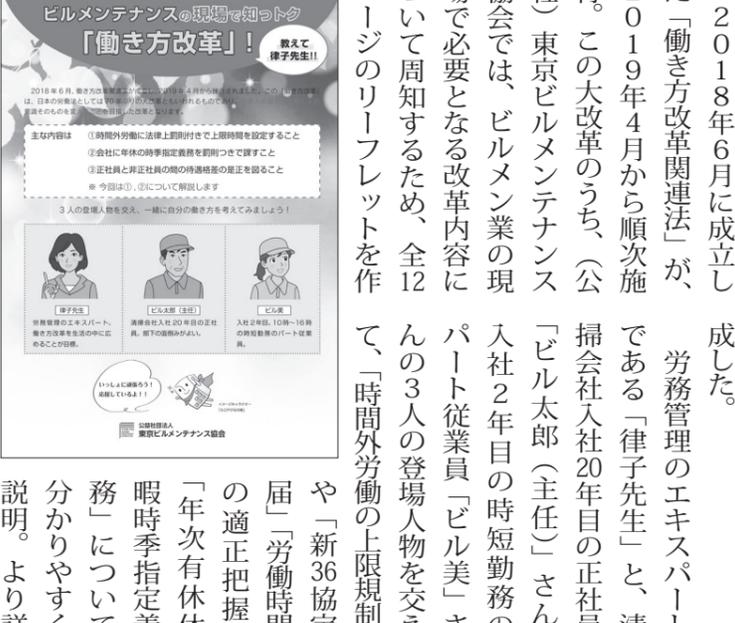
しかし現状では、これらの施設管理の受発注においては、他の施設と同様、地域別最低賃金をベースにした人件費や材料費等に

よって積算がなされており、リスクや責任に相応した額になっていません。今般の新型コロナウイルス感染症のような事案が発生した場合、受託を控える事業者の出現が懸念されるなど、国民の衛生・安全を脅かす事態も想定されます。東日本大震災時の除染作業と同様、作業の危険度に対する特殊勤務手当の設定

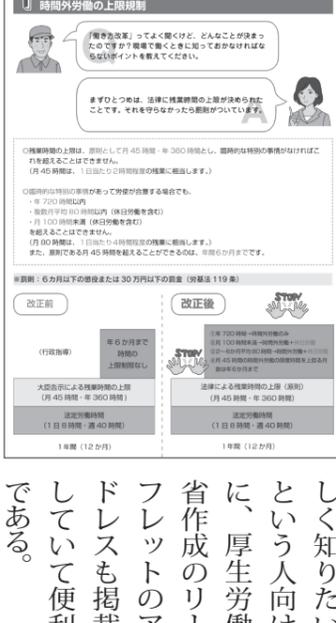
は必須であり、施設管理に携わる従業員のリスク管理を考慮した契約金額の割り増し等(特殊勤務手当)が必要です。感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を委託する事業者に対する特別な補償、補助助成等を設定いただくようお願いいたします。

### ビルメンテナンスの現場で知った「働き方改革」！

2018年6月に成立した「働き方改革関連法」が、労務管理のエキスパートである「律子先生」と、清掃会社入社20年目の正社員「ビル太郎(主任)」さん、入社2年目の時短勤務のパート従業員「ビル美」さんとの3人の登場人物を交えて、「時間外労働の上限規制」や「新36協定」や「労働時間の適正把握」「年次有休休暇指定義務」について説明。より詳しく知りたいという人向けに、厚生労働省作成のリーフレットのアドレスも掲載して便利である。



「働き方改革」によって働くけど、どんなことが変わったのか?が疑問でよく分からないという方も多いのではないでしょうか?そこで、厚生労働省が作成したリーフレットをご紹介します。



株式会社 ダイケンビルサービス

代表取締役 丸橋 洋介

〒102-0084 東京都千代田区二番町二丁目二番三番 電話(03)33339127

株式会社 ダイケンビルサービス

取締役常務執行役員 飯田 英貴

〒102-0084 東京都千代田区二番町二丁目二番三番 電話(03)33339127

中央建築 株式会社

代表取締役 高橋 利之

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目三〇番一 電話(03)54541068

光管財 株式会社

代表取締役 田中 光

〒123-0842 東京都足立区栗原 三丁目一〇番一〇五 電話(03)38491926

株式会社 ビケンテクノ

代表取締役 梶山 龍誠

〒140-0002 東京都品川区東品川二丁目一四 天王洲ファーストタワー一六階 電話(03)68647100



ビルド・メンテナンス 株式会社

代表取締役 松井 奈美

〒150-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目二番一 電話(03)53651495

不二興産 株式会社

代表取締役 寺嶋 正彦

〒169-0073 東京都新宿区百人町一丁目二二番六 電話(03)53301831

株式会社 プロस्पекツ

代表取締役 鈴木 雅之

〒164-0001 東京都中野区中野一丁目二七番一 電話(03)33277071

ペンギンワックス 株式会社 東京支店

代表取締役 藤本 公祥

〒165-0021 東京都中野区丸山一丁目二七番一 電話(03)33879381

株式会社 リニレイ

代表取締役 鈴木 信也

〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目一〇番一三 電話(03)35411485